平成２２年（フ）第７５３号
堺市西区上野芝向ヶ丘町３丁９番44号
破産者　小椋　悦夫
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７６１号
大阪府柏原市今町２丁目６番23号
破産者　若松登志子（旧姓今中）
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４３５号
神戸市須磨区高倉台８丁目10番１号
破産者　エムアンドエムこと　松村　将充
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２６号
神戸市垂水区青山台６丁目１番１―37号、従前の住所神戸市垂水区名谷町字向井畑3548番地の１
破産者　水磨　敬二
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８７７号
兵庫県尼崎市武庫町１丁目50―６―202、開始決定時の住所兵庫県尼崎市武庫之荘本町１丁目４番３号
破産者　大東　功宏
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１７９号
兵庫県芦屋市高浜町２丁目２―1423号室、前住所地大阪府貝塚市清児665番地３　２―1101
破産者　森川幸比朗
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１８９号
兵庫県西宮市大井手町８番16―102号
破産者　森川　純子（破産手続開始決定時の姓田中）
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０２号
兵庫県宝塚市小林４丁目５番14号木本ハイツ201号、開始決定時の住所兵庫県西宮市宝生ケ丘１丁目20番６号
破産者　長戸　丈二
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３３号
兵庫県西宮市小松南町３丁目４番13―506号
破産者　藤田　奈央（旧姓田中）
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４３２号
兵庫県西宮市甲陽園山王町５番53号
破産者　林　　和夫
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１７号
兵庫県姫路市網干区高田377番地２、従前の住所兵庫県姫路市大津区西土井７番地21
破産者　井上　健次
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２７７号
兵庫県姫路市飾磨区三宅１丁目102番地　朝日プラザサウスコア姫路903号室、開始決定時の住所兵庫県姫路市四郷町坂元274番地１
破産者　仮谷　雅之
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８７号
大阪府松原市天美北５丁目５番４号、開始決定時の住所岡山県倉敷市連島町連島2831番地70
破産者　村岡　東亜
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
大阪府松原市天美北５丁目５番４号、開始決定時の住所岡山県倉敷市連島町連島2831番地70
破産者　村岡　正美
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４６４号
愛媛県松山市小坂４丁目16―５　コートハウス205号、住民票上の住所愛媛県伊予郡砥部町高市285番地
破産者　髙岡千代子
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５０号
佐賀県多久市南多久町大字下多久2284番地83
破産者　中村　敏明
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９０号
札幌市南区定山渓温泉東４丁目303番地１　はまなすマンション404号
破産者　中川　正幸
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２号
青森県三沢市栄町３丁目125　レントスＲＵＵ―Ｃ棟、開始決定時の住所青森県三沢市下久保２丁目９番地16号
破産者　藤田　政範
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部